◎総務部長(新正孝君) 新地方公会計制度に対する職員の意識改革の取り組みについてでありますが、第二次行財政改革大綱の基本方針の一つとして、行政経営の視点に立った事務事業の整理合理化や人材育成を進めるとしております。民間企業の柔軟な発想や情勢変化への機敏な対応など、企業的経営感覚を醸成することは大変重要な職員教育であると認識をいたしております。

現在、新地方公会計制度による財務書類4表が公表されており、官庁会計とは異なる新たな公会計制度を理解することは、職員に希薄なコスト意識を植えつけるには大変よい機会であると考えております。

今後、担当職員による勉強会や外部講師を招いての研修会の開催などを通じて、広く理解と認識を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

平成 2 2 年 6 月 定例会 (第 2 回) - 06 月 14 日 - 02 号 - P.27

◎企画財政部長(東孝義君) 小川議員の事業別及び施設別行政コスト計算書の導入についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、普通会計などの行政コスト計算書につきましては、一会計期間における人件費や物件費、減価償却費などを含めたいわゆる行政活動に係る費用の全体像を明らかにしたものであります。このたび本市が採用いたしました総務省方式改訂モデルに基づく手法により、御提案の事業別、あるいは施設別に細分化した行政コスト計算書を作成することは、より詳細なコスト情報の分析の把握につながり、効果的であると認識しております。

すなわち、1番目には、事業や施設などに必要とされる人件費を含めたコストが明らかになること。また、事業や施設に係る市民の受益と負担の関係や市民税などの一般財源の充当状況が明らかになること。3番目には、行政サービスがどのような収入で賄われているかを把握でき、サービスの費用と収益の関係が示されること。そして、市民1人当たり、または利用者1人当たりのコストなど、事業や施設ごとの単位コストが明らかにされること。5番目として、現金収支のほか、現金収支を伴わない減価償却費などのコストを算定することによって、現金収支だけでは見えない隠れたコストの把握が可能になることなどの効果が考えられます。

こうした効果を考慮し、本市といたしましては、今後、事業別・施設別の行政コスト計算書の導入を図ることといたしますが、当面、幾つかの取り組みやすい事業や施設を対象に試行的に作成することとしたいと考えております。

こうした財務情報を市民の皆様へ提供することにより、市民の市政に対する理解を深めていただくとともに、職員のコスト意識の向上と、より効率的・効果的な事業の執行に資してまいりたいと考えております。

以上です。